

区分	☐ 新規 ■ 再提案 (31・4・18第144回総会；飯田市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	13 空家等対策の推進に関する特別措置法第15条（財政上の措置及び税制上の措置）における財政措置の拡充等について		
提案市	東御市		
提案要旨	特定空家等に認定した空き家の内、所有者、相続関係人が不存在となっている空き家については、略式代執行を行うこととなるが、略式代執行経費の回収は困難であり、これらの経費について特別措置法第15条の規定による財政上の措置として、略式代執行経費に対する国の財政支援を要請する。		
提案理由	空き家対策においては地域の防災、安全確保のため、管理不全な空き家に対する措置が緊急の課題となっているが、当該空き家については所有者・相続関係人が確知できなかったり、相続放棄等により相続人不存在であったりするケースが多くある。これらについては各自治体において略式代執行等により危険除去の措置を講じることとなるが、略式代執行経費の回収は困難である。 また、略式代執行については、解体に至らない最低限度の措置にとどめる場合も多く、空き家対策総合支援事業等の除却事業の対象とならないケースも多く存在することから、略式代執行経費について国の財政支援を要請する。		
現況及び課題等	当市においては特定空家等の可能性のある空き家を現在96件ほど把握しており、順次、現地調査及び所有者の調査を進めているが、所有者、相続関係人を確知できない空き家も存在し、今後も同様のケースが増えるものと予想している。 これらの空き家については、略式代執行等を行うこととなるが、費用回収が見込めず、大規模な略式代執行については財政負担が大きく、事業推進に支障が生じることが予想される。		
法令関係	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）		